

財務省告示 第二百四十六号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第六条第一項の規定に基づき、平成十四年六月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年六月十九日

財務大臣 塩川正十郎

一 名称及び記号 利付国庫債券(十年)(第二百三十九回)

二 発行の根拠法律及びその条項 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項及び平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十四年法律第二十号)第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項

三 発行方法 郵政事業庁長官による国債の募集の取扱い及び取得による発行

四 発行額 額面金額で二百五十億円

うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で九十九億七千五百万円、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で七十九億七千六百五百万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で七十億五千三百九十万円

五 払込金額 二百五十億七千五百万円

六 額面金額の種類 五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

七 発行日 平成十四年六月二十日

八 募集の価格 額面金額百円につき百円三十銭

九 利率 年一・四パーセント

十 初期利子 平成十四年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

額面金額又は登録金額  $\times 1.4/100 \times 1/2$

十一 第二期以後の利子 毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十二 償還期限 平成二十四年六月二十日

十三 償還金額 額面金額百円につき百円

十四 元利金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十五 募集期間 平成十四年五月二十四日から平成十四年六月十四日まで

十六 払込期日 平成十四年六月二十日